

入札参加停止措置について

業者名 (所在地)	(株)鴻池組：大阪府大阪府中央区北久宝寺町三丁目 6-1
停止期間	令和5年10月3日～令和5年11月2日（1か月）
停止措置の理由	上記の者は、京都府内の建築工事にて令和4年12月8日に作業員が足場組立作業中に墜落する死亡事故を発生させたことにより、令和5年7月26日に京都南労働基準監督署から労働安全衛生法違反で是正勧告を受けた。
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じ別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 別表第1 5 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせたとき。 イ 府内工事等又は府外工事等における事故(府外工事等にあつては、多数の死傷者を出す等社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたときに限る。) 1月

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894

E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp